

令和 5 年 3 月

盛岡市議会定例会議案

議 案 目 次

(議案番号)	(案 件)	(頁)
議案第 1 号	令和 5 年度盛岡市一般会計予算……………	1
議案第 2 号	令和 5 年度盛岡市公設浄化槽事業費特別会計予算……………	12
議案第 3 号	令和 5 年度盛岡市農業集落排水事業費特別会計予算……………	16
議案第 4 号	令和 5 年度盛岡市母子父子寡婦福祉資金貸付事業費特別会計予算……………	21
議案第 5 号	令和 5 年度盛岡市国民健康保険費特別会計予算……………	24
議案第 6 号	令和 5 年度盛岡市介護保険費特別会計予算……………	27
議案第 7 号	令和 5 年度盛岡市後期高齢者医療費特別会計予算……………	30
議案第 8 号	令和 5 年度盛岡市中央卸売市場費特別会計予算……………	33
議案第 9 号	令和 5 年度盛岡市新産業等用地整備事業費特別会計予算……………	36
議案第 10 号	令和 5 年度盛岡市土地取得事業費特別会計予算……………	40
議案第 11 号	令和 5 年度盛岡市東中野財産区特別会計予算……………	43
議案第 12 号	令和 5 年度盛岡市東中野、東安庭、門財産区特別会計予算……………	46
議案第 13 号	令和 5 年度盛岡市水道事業会計予算……………	別冊
議案第 14 号	令和 5 年度盛岡市下水道事業会計予算……………	別冊
議案第 15 号	令和 5 年度盛岡市病院事業会計予算……………	別冊
議案第 16 号	盛岡市個人番号の利用等に関する条例の一部を改正する条例について……………	49
議案第 17 号	盛岡市職員定数条例の一部を改正する条例について……………	50
議案第 18 号	盛岡市非常勤消防団員報酬等支給条例の一部を改正する条例について……………	51
議案第 19 号	盛岡市道路占用料徴収条例の一部を改正する条例について……………	53
議案第 20 号	盛岡市手数料条例の一部を改正する条例について……………	55
議案第 21 号	盛岡市岩手競馬経営改善推進資金貸付基金条例の一部を改正する条例につ いて……………	64
議案第 22 号	盛岡市福祉医療資金貸付基金条例の一部を改正する条例について……………	65
議案第 23 号	盛岡市児童館条例の一部を改正する条例について……………	66
議案第 24 号	盛岡市国民健康保険条例の一部を改正する条例について……………	67
議案第 25 号	盛岡市水道事業及び下水道事業の設置等に関する条例の一部を改正する条 例について……………	68
議案第 26 号	新庄・浅岸边地総合整備計画について……………	69
議案第 27 号	築川・川目辺地総合整備計画について……………	70
議案第 28 号	砂子沢・根田茂辺地総合整備計画について……………	71
議案第 29 号	姫神辺地総合整備計画の変更について……………	72
議案第 30 号	玉山辺地総合整備計画の変更について……………	73

議案第 31 号	藪川辺地総合整備計画の変更について……………	74
議案第 32 号	字の区域の変更について……………	76
議案第 33 号	盛岡市動物公園の管理を行う指定管理者の指定について……………	77
議案第 34 号	包括外部監査契約の締結について……………	78
議案第 35 号	議決の変更について……………	79
議案第 36 号	議決の変更について……………	80
議案第 37 号	議決の変更について……………	81
議案第 38 号	岩手県市町村総合事務組合を組織する地方公共団体の数の増減及び岩手県 市町村総合事務組合規約の一部を変更する規約の協議について……………	82

案第 1 号

令和5年度盛岡市一般会計予算

令和5年度盛岡市の一般会計予算は、次に定めるところによる。

(歳入歳出予算)

第1条 歳入歳出予算の総額は、歳入歳出それぞれ 121,870,000千円と定める。

2 歳入歳出予算の款項の区分及び当該区分ごとの金額は、「第1表歳入歳出予算」による。

(債務負担行為)

第2条 地方自治法（昭和22年法律第67号）第214条の規定により債務を負担する行為をすることができる事項、期間及び限度額は、「第2表債務負担行為」による。

(地方債)

第3条 地方自治法第230条第1項の規定により起こすことができる地方債の起債の目的、限度額、起債の方法、利率及び償還の方法は、「第3表地方債」による。

(一時借入金)

第4条 地方自治法第235条の3第2項の規定による一時借入金の借入れの最高額は、20,000,000千円と定める。

(歳出予算の流用)

第5条 地方自治法第220条第2項ただし書の規定により歳出予算の各項の経費の金額を流用することができる場合は、次のとおりと定める。

(1) 各項に計上した給料、職員手当及び共済費に係る予算額に過不足を生じた場合における同一款内でのこれらの経費の各項の間の流用

令和5年2月21日提出

盛岡市長 谷 藤 裕 明

第1表 歳入歳出予算
歳 入

款	項	金 額
		千円
1 市税		43,298,103
	1 市民税	20,466,680
	2 固定資産税	17,766,940
	3 軽自動車税	780,781
	4 市たばこ税	1,974,018
	5 入湯税	47,369
	6 都市計画税	2,262,315
2 地方譲与税		949,225
	1 地方揮発油譲与税	218,854
	2 自動車重量譲与税	628,574
	3 森林環境譲与税	101,797
3 利子割交付金		12,764
	1 利子割交付金	12,764
4 配当割交付金		105,885
	1 配当割交付金	105,885
5 株式等譲渡所得割交付金		93,685
	1 株式等譲渡所得割交付金	93,685
6 法人事業税交付金		669,819
	1 法人事業税交付金	669,819
7 地方消費税交付金		8,237,258
	1 地方消費税交付金	8,237,258
8 ゴルフ場利用税交付金		19,822
	1 ゴルフ場利用税交付金	19,822
9 特別地方消費税交付金		1
	1 特別地方消費税交付金	1
10 環境性能割交付金		44,530

款	項	金 額
		千円
	1 環境性能割交付金	44, 530
11 地方特例交付金		262, 296
	1 地方特例交付金	262, 296
12 地方交付税		16, 141, 598
	1 地方交付税	16, 141, 598
13 交通安全対策特別交付金		54, 839
	1 交通安全対策特別交付金	54, 839
14 分担金及び負担金		345, 549
	1 負担金	345, 549
15 使用料及び手数料		1, 675, 737
	1 使用料	1, 206, 535
	2 手数料	420, 839
	3 証紙収入	48, 363
16 国庫支出金		22, 048, 070
	1 国庫負担金	17, 537, 897
	2 国庫補助金	4, 443, 526
	3 委託金	66, 647
17 県支出金		10, 059, 605
	1 県負担金	6, 358, 718
	2 県補助金	3, 185, 997
	3 委託金	514, 890
18 財産収入		599, 459
	1 財産運用収入	176, 087
	2 財産売却収入	423, 372
19 寄附金		525, 356
	1 寄附金	525, 356

款	項	金 額
20 繰入金		千円 3,575,311
	1 特別会計繰入金	94,889
	2 基金繰入金	3,480,422
21 繰越金		1
	1 繰越金	1
22 諸収入		1,777,605
	1 延滞金、加算金及び過料	45,496
	2 市預金利子	5,667
	3 貸付金元利収入	338,210
	4 受託事業収入	63,140
	5 公営企業貸付金元利収入	56
	6 雑入	1,325,036
23 市債		11,373,482
	1 市債	11,373,482
歳 入 合 計		121,870,000

歳 出

款	項	金 額
		千円
1 議会費		643,365
	1 議会費	643,365
2 総務費		10,503,207
	1 総務管理費	8,397,084
	2 徴税費	1,089,553
	3 戸籍住民基本台帳費	576,303
	4 選挙費	322,377
	5 統計調査費	44,890
	6 監査委員費	73,000
3 民生費		51,347,075
	1 社会福祉費	21,111,052
	2 児童福祉費	22,501,512
	3 生活保護費	7,734,511
4 衛生費		10,385,769
	1 保健衛生費	2,575,000
	2 清掃費	4,841,250
	3 保健所費	2,969,519
5 労働費		215,257
	1 労働諸費	215,257
6 農林費		2,798,174
	1 農業費	2,351,222
	2 林業費	446,952
7 商工費		1,545,941
	1 商工費	1,545,941
8 土木費		15,829,289
	1 土木管理費	216,189

款	項	金 額
		千円
	2 道路橋りよう費	5,120,458
	3 河川費	884,217
	4 都市計画費	8,632,337
	5 住宅費	976,088
9 消防費		4,648,681
	1 消防費	4,648,681
10 教育費		11,344,742
	1 教育総務費	1,154,099
	2 小学校費	3,531,022
	3 中学校費	1,674,160
	4 高等学校費	710,827
	5 幼稚園費	105,258
	6 社会教育費	3,633,547
	7 保健体育費	535,829
11 災害復旧費		1
	1 公共土木施設災害復旧費	1
12 公債費		12,558,499
	1 公債費	12,558,499
13 予備費		50,000
	1 予備費	50,000
歳 出 合 計		121,870,000

第2表 債務負担行為

事 項	期 間	限 度 額
本庁舎電気設備修繕に必要とする経費についての債務負担 (令和 5年度分)	自 令和5年度 至 令和6年度	千円 101万円に物価変動等による増減額を加算した額
盛岡中央消防署中野出張所庁舎建設事業に必要とする経費についての債務負担 (令和 5年度分)	自 令和5年度 至 令和21年度	10億3,397万円に物価変動等による増減額を加算した額
消防ポンプ自動車の購入に必要とする経費についての債務負担 (令和 5年度分)	自 令和5年度 至 令和6年度	7,787万円に物価変動等による増減額を加算した額
小型動力ポンプ付積載車の購入に必要とする経費についての債務負担 (令和 5年度分)	自 令和5年度 至 令和6年度	1,502万円に物価変動等による増減額を加算した額
財務会計、文書管理システムの更新に必要とする経費についての債務負担 (令和 5年度分)	自 令和5年度 至 令和6年度	1億2,472万円に物価変動等による増減額を加算した額
仁王地区活動センターの管理運営に必要とする経費についての債務負担 (令和 5年度分)	自 令和5年度 至 令和9年度	5,154万円に物価変動等による増減額を加算した額
永井地域交流活性化センターの管理運営に必要とする経費についての債務負担 (令和 5年度分)	自 令和5年度 至 令和9年度	5,859万円に物価変動等による増減額を加算した額
みたけ地区活動センター大規模改修事業に必要とする経費についての債務負担 (令和 5年度分)	自 令和5年度 至 令和6年度	2億9,267万円に物価変動等による増減額を加算した額
盛岡市自然環境調査事業に必要とする経費についての債務負担 (令和 5年度分)	自 令和5年度 至 令和7年度	2,700万円に物価変動等による増減額を加算した額
太田地区活動センター及び盛岡市立太田老人福祉センターの管理運営に必要とする経費についての債務負担 (令和 5年度分)	自 令和5年度 至 令和9年度	1億520万円に物価変動等による増減額を加算した額
都市基盤河川改良事業（一級河川南川）に必要とする経費についての債務負担 (令和 5年度分)	自 令和5年度 至 令和7年度	13億5,000万円に物価変動等による増減額を加算した額
盛岡市動物公園の管理運営に必要とする経費についての債務負担 (令和 5年度分)	自 令和5年度 至 令和18年度	14億円に物価変動等による増減額を加算した額
農業近代化資金の融資に伴う利子補給についての債務負担 (令和 5年度分)	自 令和5年度 至 令和24年度	年0.5%以内

事 項	期 間	限 度 額
盛岡市立生田児童館の管理運営に必要とする経費についての債務負担 (令和 5年度分)	自 令和5年度 至 令和9年度	千円 5,857万円に物価変動等による増減額を加算した額
盛岡市立巻堀児童館の管理運営に必要とする経費についての債務負担 (令和 5年度分)	自 令和5年度 至 令和9年度	9,186万円に物価変動等による増減額を加算した額
盛岡市立日戸児童館の管理運営に必要とする経費についての債務負担 (令和 5年度分)	自 令和5年度 至 令和9年度	7,401万円に物価変動等による増減額を加算した額
盛岡市立好摩児童館の管理運営に必要とする経費についての債務負担 (令和 5年度分)	自 令和5年度 至 令和9年度	8,372万円に物価変動等による増減額を加算した額
盛岡市立洪民児童館の管理運営に必要とする経費についての債務負担 (令和 5年度分)	自 令和5年度 至 令和9年度	8,933万円に物価変動等による増減額を加算した額
盛岡市立向中野児童センターの管理運営に必要とする経費についての債務負担 (令和 5年度分)	自 令和5年度 至 令和7年度	5,202万円に物価変動等による増減額を加算した額
盛岡劇場タウンホール照明調光操作卓等の設備更新に必要とする経費についての債務負担 (令和 5年度分)	自 令和5年度 至 令和10年度	6,950万円に物価変動等による増減額を加算した額
盛岡市民文化ホールワイヤレスマイクの設備更新に必要とする経費についての債務負担 (令和 5年度分)	自 令和5年度 至 令和15年度	3,248万円に物価変動等による増減額を加算した額
盛岡南公園球技場の管理運営に必要とする経費についての債務負担 (令和 5年度分)	自 令和5年度 至 令和9年度	2億1,711万円に物価変動等による増減額を加算した額
学校情報化推進事業に必要とする経費についての債務負担 (令和 5年度分)	自 令和5年度 至 令和8年度	44万円に物価変動等による増減額を加算した額
石川啄木記念館・玉山歴史民俗資料館整備事業に必要とする経費についての債務負担 (令和 5年度分)	自 令和5年度 至 令和6年度	8億8,263万円に物価変動等による増減額を加算した額
商工振興資金の融資に伴う保証料補給についての債務負担 (令和 5年度分)	自 令和5年度 至 令和14年度	岩手県信用保証協会の定める保証料の額
盛岡市新事業創出支援センターの管理運営に必要とする経費についての債務負担 (令和 5年度分)	自 令和5年度 至 令和9年度	4,047万円に物価変動等による増減額を加算した額

第 3 表 地 方 債

(単位 千円)

起 債 の 目 的	限 度 額	起 債 の 方 法	利 率	償 還 の 方 法
臨 時 財 政 対 策 債	1,737,382	借入先 財務省、銀行 及びその他 借入方法 証書借入又 は証券発行 借入時期 令和5年度 ただし、財政の都 合等により起債金額 の全部又は一部を翌 年度に繰り延べて起 債することができる。	年 4.0%以内 (ただし、 利率見直し方 法で借り入れ る資金につい て、利率の見 直しを行った 後においては、 当該見直し後 の利率)	政府資金その他借入 先の融資条件による。 ただし、財政又は借 入先の都合並びに金融 の状態により繰り上げ 償還し、又は償還年限 を短縮し若しくは低利 に借換えすることがで きる。
総務費長寿命化事業債	19,500			
みたけ地区活動センター 大規模改修事業債	266,100			
盛岡体育館長寿命化 改修事業債	9,100			
加賀野地区活動センター 複合化・大規模 改修事業債	102,600			
飯岡出張所長寿命化 改修事業債	6,900			
都南東部体育館 整備事業債	67,800			
加賀野老人福祉センター 複合化・大規模 改修事業債	51,500			
加賀野児童センター 複合化・大規模改修事業債	82,600			
北松園児童センター 長寿命化改修事業債	16,800			
北松園老人福祉センター 長寿命化改修事業債	11,200			
きたくり保育園園舎 解体事業債	53,800			
(仮称)太田児童センター 建設事業債	220,300			
社会福祉施設整備事業債	17,700			
愛宕山老人福祉センター 解体事業債	91,100			
上飯岡児童センター 解体事業債	1,500			
都南老人福祉センター 複合化・大規模 改修事業債	187,300			
けやき荘解体事業債	11,400			
永井児童センター 長寿命化改修事業債	400			
上水道安全対策 事業出資債	183,000			

起 債 の 目 的	限 度 額	起 債 の 方 法	利 率	償 還 の 方 法
飯岡地区保健センター 長寿命化改修事業債	20,000			
旧 清 掃 工 場 施 設 解 体 事 業 債	480,100			
衛 生 施 設 ト イ レ 環 境 整 備 事 業 債	1,600			
廃棄物処分場整備事業債	128,000			
労働費長寿命化事業債	1,500			
農 村 整 備 事 業 債	82,300			
林 道 整 備 事 業 債	20,000			
公 有 林 整 備 事 業 債	26,600			
総 合 交 流 ターミナル 整 備 事 業 債	9,100			
飯 岡 農 業 構 造 改 善 セ ン ター 長 寿 命 化 改 修 事 業 債	132,400			
農 林 施 設 整 備 事 業 債	8,800			
町 村 活 性 化 センター 長 寿 命 化 改 修 事 業 債	11,200			
盛岡南地区物流拠点 整 備 事 業 債	68,800			
地方道路等整備事業債	2,332,500			
道 路 整 備 事 業 債	96,400			
高 齢 者 ・ 障 が い 者 に やさしいみちづくり 事 業 債	46,600			
急傾斜地崩壊対策事業債	26,000			
河 川 整 備 事 業 債	322,400			
公 園 整 備 事 業 債	206,700			
公 営 住 宅 建 設 事 業 債	270,500			
主要バス停整備事業債	700			

起 債 の 目 的	限 度 額	起 債 の 方 法	利 率	償 還 の 方 法
前 潟 新 駅 整 備 事 業 債	7,000			
消 防 施 設 整 備 事 業 債	173,400			
校 舎 安 全 対 策 改 修 事 業 債	852,200			
ト イ レ 環 境 整 備 事 業 債	95,700			
玉 山 学 校 給 食 セ ン タ ー 長 寿 命 化 改 修 事 業 債	3,100			
図 書 館 大 規 模 改 修 事 業 債	792,300			
玉 山 歴 史 民 俗 資 料 館 ・ 石 川 啄 木 記 念 館 整 備 事 業 債	834,300			
教 育 費 長 寿 命 化 事 業 債	64,400			
青 山 小 学 校 屋 内 運 動 場 長 寿 命 化 改 修 事 業 債	346,500			
見 前 小 学 校 校 舎 長 寿 命 化 改 修 事 業 債	307,700			
見 前 小 学 校 屋 内 運 動 場 長 寿 命 化 改 修 事 業 債	6,900			
北 陵 中 学 校 校 舎 長 寿 命 化 改 修 事 業 債	364,700			
城 東 中 学 校 屋 内 運 動 場 長 寿 命 化 改 修 事 業 債	8,200			
飯 岡 地 区 公 民 館 長 寿 命 化 改 修 事 業 債	40,500			
見 前 地 区 公 民 館 長 寿 命 化 改 修 事 業 債	46,400			
計	11,373,482			

議案第 2 号

令和 5 年度盛岡市公設浄化槽事業費特別会計予算

令和 5 年度盛岡市の公設浄化槽事業費特別会計予算は、次に定めるところによる。

(歳入歳出予算)

第 1 条 歳入歳出予算の総額は、歳入歳出それぞれ14,583千円と定める。

2 歳入歳出予算の款項の区分及び当該区分ごとの金額は、「第 1 表歳入歳出予算」による。

(地方債)

第 2 条 地方自治法第 230条第 1 項の規定により起こすことができる地方債の起債の目的、限度額、起債の方法、利率及び償還の方法は、「第 2 表地方債」による。

令和 5 年 2 月 21 日提出

盛岡市長 谷 藤 裕 明

第1表 歳入歳出予算
歳 入

款	項	金 額
		千円
1 使用料及び手数料		6,649
	1 使用料	6,648
	2 手数料	1
2 繰入金		6,888
	1 一般会計繰入金	6,888
3 繰越金		1
	1 繰越金	1
4 諸収入		1
	1 延滞金	1
5 市債		1,044
	1 市債	1,044
歳 入 合 計		14,583

歳 出

款	項	金 額
1 公設浄化槽管理費		千円 10,859
	1 公設浄化槽管理費	10,859
2 公債費		3,724
	1 公債費	3,724
歳 出 合 計		14,583

第 2 表 地 方 債

(単位 千円)

起 債 の 目 的	限 度 額	起 債 の 方 法	利 率	償 還 の 方 法
公 設 浄 化 槽 事 業 債	1,044	借入先 財務省、銀行 及びその他 借入方法 証書借入又 は証券発行 借入時期 令和5年度 ただし、財政の都 合等により起債金額 の全部又は一部を翌 年度に繰り延べて起 債することができる。	年 4.0%以内 (ただし、 利率見直し方 法で借り入れ る資金につい て、利率の見 直しを行った 後においては、 当該見直し後 の利率)	政府資金その他借入 先の融資条件による。 ただし、財政又は借 入先の都合並びに金融 の状態により繰り上げ 償還し、又は償還年限 を短縮し若しくは低利 に借換えすることがで きる。
計	1,044			

議案第 3 号

令和5年度盛岡市農業集落排水事業費特別会計予算

令和5年度盛岡市の農業集落排水事業費特別会計予算は、次に定めるところによる。

(歳入歳出予算)

第1条 歳入歳出予算の総額は、歳入歳出それぞれ 532,292千円と定める。

2 歳入歳出予算の款項の区分及び当該区分ごとの金額は、「第1表歳入歳出予算」による。

(債務負担行為)

第2条 地方自治法（昭和22年法律第67号）第214条の規定により債務を負担する行為をすることができる事項、期間及び限度額は、「第2表債務負担行為」による。

(地方債)

第3条 地方自治法第230条第1項の規定により起こすことができる地方債の起債の目的、限度額、起債の方法、利率及び償還の方法は、「第3表地方債」による。

令和5年2月21日提出

盛岡市長 谷 藤 裕 明

第1表 歳入歳出予算
歳 入

款	項	金 額
		千円
1 使用料及び手数料		75,166
	1 使用料	75,084
	2 手数料	82
2 繰入金		400,168
	1 一般会計繰入金	400,168
3 繰越金		1
	1 繰越金	1
4 諸収入		1
	1 延滞金	1
5 市債		56,956
	1 市債	56,956
歳 入 合 計		532,292

歳 出

款	項	金 額
1 農業集落排水事業費		千円 8
	1 農業集落排水整備費	8
2 農業集落排水施設管理費		194, 181
	1 農業集落排水施設管理費	194, 181
3 公債費		338, 103
	1 公債費	338, 103
歳 出 合 計		532, 292

第 2 表 債務負担行為

事 項	期 間	限 度 額
排水設備普及資金融資借受者に対する利子補給についての 債務負担 (令和 5 年度分)	自 令和 5 年度 至 令和10年度	千円 排水設備普及資金融資額に対する年利 1 0 %以内の利子補給

第 3 表 地 方 債

(単位 千円)

起 債 の 目 的	限 度 額	起 債 の 方 法	利 率	償 還 の 方 法
農 業 集 落 排 水 債 事 業	56,956	借入先 財務省、銀行 及びその他 借入方法 証書借入又 は証券発行 借入時期 令和5年度 ただし、財政の都 合等により起債金額 の全部又は一部を翌 年度に繰り延べて起 債することができる。	年 4.0%以内 (ただし、 利率見直し方 法で借り入れ る資金につい て、利率の見 直しを行った 後においては、 当該見直し後 の利率)	政府資金その他借入 先の融資条件による。 ただし、財政又は借 入先の都合並びに金融 の状態により繰り上げ 償還し、又は償還年限 を短縮し若しくは低利 に借換えすることがで きる。
計	56,956			

議案第 4 号

令和5年度盛岡市母子父子寡婦福祉資金貸付事業費特別会計予算

令和5年度盛岡市の母子父子寡婦福祉資金貸付事業費特別会計予算は、次に定めるところによる。

(歳入歳出予算)

第1条 歳入歳出予算の総額は、歳入歳出それぞれ61,958千円と定める。

2 歳入歳出予算の款項の区分及び当該区分ごとの金額は、「第1表歳入歳出予算」による。

令和5年2月21日提出

盛岡市長 谷 藤 裕 明

第1表 歳入歳出予算
歳 入

款	項	金 額
1 繰入金		千円 11,226
	1 一般会計繰入金	11,226
2 繰越金		9,746
	1 繰越金	9,746
3 諸収入		40,986
	1 貸付金元利収入	38,400
	2 雑入	2,586
歳 入 合 計		61,958

歳 出

款	項	金 額
1 母子父子寡婦福祉資金貸付費		千円 61,958
	1 貸付費	48,069
	2 貸付事務費	13,889
歳 出 合 計		61,958

議案第 5 号

令和5年度盛岡市国民健康保険費特別会計予算

令和5年度盛岡市の国民健康保険費特別会計予算は、次に定めるところによる。

(歳入歳出予算)

第1条 歳入歳出予算の総額は、歳入歳出それぞれ25,127,299千円と定める。

2 歳入歳出予算の款項の区分及び当該区分ごとの金額は、「第1表歳入歳出予算」による。

(一時借入金)

第2条 地方自治法（昭和22年法律第67号）第235条の3第2項の規定による一時借入金の借入れの最高額は、200,000千円と定める。

(歳出予算の流用)

第3条 地方自治法第220条第2項ただし書の規定により歳出予算の各項の経費の金額を流用することができる場合は、次のとおりと定める。

- (1) 各項に計上した給料、職員手当及び共済費に係る予算額に過不足を生じた場合における同一款内でのこれらの経費の各項の間の流用
- (2) 保険給付費の各項に計上した予算額に過不足を生じた場合における同一款内でのこれらの経費の各項の間の流用

令和5年2月21日提出

盛岡市長 谷 藤 裕 明

第1表 歳入歳出予算
歳 入

款	項	金 額
		千円
1 国民健康保険税		4,716,676
	1 国民健康保険税	4,716,676
2 使用料及び手数料		3,402
	1 手数料	3,400
	2 証紙収入	2
3 国庫支出金		269
	1 国庫補助金	269
4 県支出金		18,392,764
	1 県負担金	17,978,707
	2 県補助金	414,056
	3 財政安定化基金交付金	1
5 財産収入		29
	1 財産運用収入	29
6 繰入金		1,917,930
	1 一般会計繰入金	1,721,076
	2 基金繰入金	196,854
7 繰越金		1
	1 繰越金	1
8 諸収入		96,228
	1 延滞金、加算金及び過料	82,870
	2 雑入	13,358
歳 入 合 計		25,127,299

歳 出

款	項	金 額
		千円
1 総務費		403,074
	1 総務管理費	191,502
	2 徴税費	211,079
	3 運営協議会費	493
2 保険給付費		18,097,686
	1 療養諸費	15,923,250
	2 高額療養費	2,103,330
	3 移送費	2
	4 出産育児諸費	55,524
	5 葬祭諸費	10,080
	6 医療費助成費	2,500
	7 傷病手当金	3,000
3 国民健康保険事業費納付金		6,315,052
	1 医療給付費納付金	4,198,083
	2 後期高齢者支援金等納付金	1,603,138
	3 介護納付金	513,831
4 共同事業拠出金		10
	1 共同事業拠出金	10
5 保健事業費		275,463
	1 保健事業費	275,463
6 基金積立金		27
	1 基金積立金	27
7 諸支出金		35,987
	1 償還金及び還付加算金	35,987
歳 出 合 計		25,127,299

議案第 6 号

令和 5 年度盛岡市介護保険費特別会計予算

令和 5 年度盛岡市の介護保険費特別会計予算は、次に定めるところによる。

(歳入歳出予算)

第 1 条 歳入歳出予算の総額は、歳入歳出それぞれ26,856,222千円と定める。

2 歳入歳出予算の款項の区分及び当該区分ごとの金額は、「第 1 表歳入歳出予算」による。

(歳出予算の流用)

第 2 条 地方自治法（昭和22年法律第67号）第 220条第 2 項ただし書の規定により歳出予算の各項の経費の金額を流用することができる場合は、次のとおりと定める。

(1) 各項に計上した給料、職員手当及び共済費に係る予算額に過不足を生じた場合における同一款内でのこれらの経費の各項の間の流用

(2) 保険給付費の各項に計上した予算額に過不足を生じた場合における同一款内でのこれらの経費の各項の間の流用

令和 5 年 2 月21日提出

盛岡市長 谷 藤 裕 明

第1表 歳入歳出予算
歳 入

款	項	金 額
		千円
1 保険料		5,690,220
	1 介護保険料	5,690,220
2 使用料及び手数料		483
	1 手数料	483
3 国庫支出金		6,301,797
	1 国庫負担金	4,764,727
	2 国庫補助金	1,537,070
4 支払基金交付金		7,083,446
	1 支払基金交付金	7,083,446
5 県支出金		3,678,807
	1 県負担金	3,593,125
	2 県補助金	85,682
6 財産収入		34
	1 財産運用収入	34
7 繰入金		4,093,741
	1 一般会計繰入金	4,093,741
8 繰越金		8
	1 繰越金	8
9 諸収入		7,686
	1 延滞金、加算金及び過料	350
	2 雑入	7,336
歳 入 合 計		26,856,222

歳 出

款	項	金 額
		千円
1	総務費	431,767
	1 総務管理費	224,889
	2 徴収費	45,381
	3 介護認定審査会費	158,922
	4 趣旨普及費	2,575
2	保険給付費	25,716,463
	1 介護サービス等諸費	23,811,359
	2 介護予防サービス等諸費	618,595
	3 その他諸費	29,215
	4 高額介護サービス等費	669,930
	5 高額医療合算介護サービス等費	84,695
	6 特定入所者介護サービス等費	502,669
3	地域支援事業費	626,916
	1 介護予防・生活支援サービス事業費	498,166
	2 一般介護予防事業費	17,187
	3 包括的支援事業・任意事業費	108,398
	4 その他諸費	2,346
	5 高額介護予防サービス費	679
	6 高額医療合算介護予防サービス費	140
4	基金積立金	3,365
	1 基金積立金	3,365
5	諸支出金	76,711
	1 償還金及び還付加算金	5,517
	2 繰出金	71,194
6	予備費	1,000
	1 予備費	1,000
歳 出 合 計		26,856,222

議案第 7 号

令和5年度盛岡市後期高齢者医療費特別会計予算

令和5年度盛岡市の後期高齢者医療費特別会計予算は、次に定めるところによる。

(歳入歳出予算)

第1条 歳入歳出予算の総額は、歳入歳出それぞれ 3,634,108千円と定める。

2 歳入歳出予算の款項の区分及び当該区分ごとの金額は、「第1表歳入歳出予算」による。

令和5年2月21日提出

盛岡市長 谷 藤 裕 明

第1表 歳入歳出予算
歳 入

款	項	金 額
		千円
1 後期高齢者医療保険料		2,932,961
	1 後期高齢者医療保険料	2,932,961
2 使用料及び手数料		392
	1 手数料	392
3 繰入金		694,003
	1 一般会計繰入金	694,003
4 繰越金		1
	1 繰越金	1
5 諸収入		6,751
	1 延滞金、加算金及び過料	549
	2 償還金及び還付加算金	6,200
	3 雑入	2
歳 入 合 計		3,634,108

歳 出

款	項	金 額
1 総務費		千円 40,638
	1 総務管理費	3,753
	2 徴収費	36,885
2 後期高齢者医療広域連合納付金		3,586,270
	1 後期高齢者医療広域連合納付金	3,586,270
3 諸支出金		6,200
	1 償還金及び還付加算金	6,200
4 予備費		1,000
	1 予備費	1,000
歳 出 合 計		3,634,108

議案第 8 号

令和 5 年度盛岡市中央卸売市場費特別会計予算

令和 5 年度盛岡市の中央卸売市場費特別会計予算は、次に定めるところによる。

(歳入歳出予算)

第 1 条 歳入歳出予算の総額は、歳入歳出それぞれ 1,338,835 千円と定める。

2 歳入歳出予算の款項の区分及び当該区分ごとの金額は、「第 1 表歳入歳出予算」による。

(一時借入金)

第 2 条 地方自治法（昭和 22 年法律第 67 号）第 235 条の 3 第 2 項の規定による一時借入金の借入れの最高額は、100,000 千円と定める。

令和 5 年 2 月 21 日提出

盛岡市長 谷 藤 裕 明

第 1 表 歳入歳出予算
歳 入

款	項	金 額
1 使用料及び手数料		千円 617,997
	1 使用料	617,996
	2 手数料	1
2 繰入金		438,658
	1 一般会計繰入金	438,658
3 繰越金		1
	1 繰越金	1
4 諸収入		282,179
	1 雑入	282,179
歳 入 合 計		1,338,835

歳 出

款	項	金 額
		千円
1 市場総務費		650,333
	1 市場管理費	650,333
2 公債費		688,002
	1 公債費	688,002
3 予備費		500
	1 予備費	500
歳 出 合 計		1,338,835

議案第 9 号

令和 5 年度盛岡市新産業等用地整備事業費特別会計予算

令和 5 年度盛岡市の新産業等用地整備事業費特別会計予算は、次に定めるところによる。

(歳入歳出予算)

第 1 条 歳入歳出予算の総額は、歳入歳出それぞれ 599,041 千円と定める。

2 歳入歳出予算の款項の区分及び当該区分ごとの金額は、「第 1 表歳入歳出予算」による。

(地方債)

第 2 条 地方自治法（昭和22年法律第67号）第 230 条第 1 項の規定により起こすことができる地方債の起債の目的、限度額、起債の方法、利率及び償還の方法は、「第 2 表地方債」による。

令和 5 年 2 月 21 日提出

盛岡市長 谷 藤 裕 明

第1表 歳入歳出予算
歳 入

款	項	金 額
1 繰入金		千円 27,712
	1 一般会計繰入金	27,712
2 市債		568,800
	1 市債	568,800
3 使用料及び手数料		2,529
	1 使用料	2,529
歳 入 合 計		599,041

歳 出

款	項	金 額
		千円
1	新産業等用地整備事業費	570,974
	1 新産業等用地整備費	570,974
2	新産業等用地管理費	408
	1 新産業等用地管理費	408
3	公債費	27,659
	1 公債費	27,659
歳 出 合 計		599,041

第 2 表 地 方 債

(単位 千円)

起 債 の 目 的	限 度 額	起 債 の 方 法	利 率	償 還 の 方 法
新 産 業 等 用 地 整 備 事 業 債	568,800	借入先 財務省、銀行 及びその他 借入方法 証書借入又 は証券発行 借入時期 令和5年度 ただし、財政の都 合等により起債金額 の全部又は一部を翌 年度に繰り延べて起 債することができる。	年 4.0%以内 (ただし、 利率見直し方 法で借り入れ る資金につい て、利率の見 直しを行った 後においては、 当該見直し後 の利率)	政府資金その他借入 先の融資条件による。 ただし、財政又は借 入先の都合並びに金融 の状態により繰り上げ 償還し、又は償還年限 を短縮し若しくは低利 に借換えすることがで きる。
計	568,800			

議案第 10 号

令和 5 年度盛岡市土地取得事業費特別会計予算

令和 5 年度盛岡市の土地取得事業費特別会計予算は、次に定めるところによる。

(歳入歳出予算)

第 1 条 歳入歳出予算の総額は、歳入歳出それぞれ12,450千円と定める。

2 歳入歳出予算の款項の区分及び当該区分ごとの金額は、「第 1 表歳入歳出予算」による。

令和 5 年 2 月 21 日提出

盛岡市長 谷 藤 裕 明

第1表 歳入歳出予算
歳 入

款	項	金 額
1 財産収入		千円 12,449
	1 財産運用収入	12,449
2 繰越金		1
	1 繰越金	1
歳 入 合 計		12,450

歳 出

款	項	金 額
1 管理事務費		千円 12,450
	1 管理事務費	12,450
歳 出 合 計		12,450

議案第 11 号

令和 5 年度盛岡市東中野財産区特別会計予算

令和 5 年度盛岡市の東中野財産区特別会計予算は、次に定めるところによる。

(歳入歳出予算)

第 1 条 歳入歳出予算の総額は、歳入歳出それぞれ 2,762 千円と定める。

2 歳入歳出予算の款項の区分及び当該区分ごとの金額は、「第 1 表歳入歳出予算」による。

令和 5 年 2 月 21 日提出

盛岡市長 谷 藤 裕 明

第1表 歳入歳出予算
歳 入

款	項	金 額
1 財産収入		千円 2,761
	1 財産運用収入	2,760
	2 財産売却収入	1
2 諸収入		1
	1 雑入	1
歳 入 合 計		2,762

歳 出

款	項	金 額
1 財産費		千円
		2,762
	1 財産管理費	2,762
歳 出 合 計		2,762

議案第 12 号

令和 5 年度盛岡市東中野、東安庭、門財産区特別会計予算

令和 5 年度盛岡市の東中野、東安庭、門財産区特別会計予算は、次に定めるところによる。

(歳入歳出予算)

第 1 条 歳入歳出予算の総額は、歳入歳出それぞれ 678 千円と定める。

2 歳入歳出予算の款項の区分及び当該区分ごとの金額は、「第 1 表歳入歳出予算」による。

令和 5 年 2 月 21 日提出

盛岡市長 谷 藤 裕 明

第1表 歳入歳出予算
歳 入

款	項	金 額
1 財産収入		千円 8
	1 財産運用収入	7
	2 財産売却収入	1
2 繰入金		669
	1 一般会計繰入金	669
3 諸収入		1
	1 雑入	1
歳 入 合 計		678

歳 出

款	項	金 額
1 財産費		千円 678
	1 財産管理費	678
歳 出 合 計		678

議案第 16 号

盛岡市個人番号の利用等に関する条例の一部を改正する条例について
盛岡市個人番号の利用等に関する条例の一部を次のとおり改正するものとする。

令和 5 年 2 月 21 日提出

盛岡市長 谷 藤 裕 明

盛岡市個人番号の利用等に関する条例の一部を改正する条例

盛岡市個人番号の利用等に関する条例（平成27年条例第47号）の一部を次のように改正する。

別表第 1 の 2 の項中「又は中学生」を「、中学生又は高校生等」に改め、同表中備考 9 を備考10
とし、備考 8 の次に次のように加える。

9 「高校生等」とは、15歳に達する日以後の最初の 4 月 1 日から18歳に達する日以後の最
初の 3 月31日までの間にある者をいう。

附 則

この条例は、令和 5 年 4 月 1 日から施行する。

提案理由

行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律（平成25年法律第27号）
第 9 条第 2 項の規定に基づき個人番号を利用することができる事務に、高校生等に対する医療費の
給付に関する事務を加えようとするものである。

議案第 17 号

盛岡市職員定数条例の一部を改正する条例について

盛岡市職員定数条例の一部を次のとおり改正するものとする。

令和 5 年 2 月 21 日提出

盛岡市長 谷 藤 裕 明

盛岡市職員定数条例の一部を改正する条例

盛岡市職員定数条例（昭和33年条例第25号）の一部を次のように改正する。

第 3 条の表中「 1,448人」を「 1,441人」に、「 138人」を「 142人」に、「 238人」を「 242人」に、「85人」を「87人」に、「 229人」を「 226人」に、「51人」を「52人」に、「 2,298人」を「 2,295人」に改める。

附 則

この条例は、令和 5 年 4 月 1 日から施行する。

提案理由

組織機構及び事務事業の見直しに伴い、職員の定数を改めようとするものである。

議案第 18 号

盛岡市非常勤消防団員報酬等支給条例の一部を改正する条例について
盛岡市非常勤消防団員報酬等支給条例の一部を次のとおり改正するものとする。

令和 5 年 2 月 21 日 提出

盛岡市長 谷 藤 裕 明

盛岡市非常勤消防団員報酬等支給条例の一部を改正する条例

盛岡市非常勤消防団員報酬等支給条例（昭和32年条例第3号）の一部を次のように改正する。

第2条第4項中「報酬」を「年額報酬」に改め、同項を同条第5項とし、同条第3項中「報酬」を「年額報酬」に改め、同項を同条第4項とし、同条第2項中「報酬」を「年額報酬」に、「から、」を「から」に改め、同項を同条第3項とし、同条第1項中「報酬」を「年額報酬」に改め、同項の表中「年額 165,500円」を「165,500円」に、「年額 121,600円」を「121,600円」に、「年額 114,100円」を「114,100円」に、「年額 106,300円」を「106,300円」に、「年額 91,100円」を「91,100円」に、「年額 86,600円」を「86,600円」に、「年額 33,900円」を「41,000円」に、「年額 24,000円」を「36,500円」に改め、同項を同条第2項とし、同条に第1項として次の1項を加える。

消防団員の報酬は、年額報酬及び出動報酬とする。

第2条に次の2項を加える。

6 消防団員が消防団長の命により消防業務に従事したときは、次の各号に掲げる区分に応じ、当該各号に定める額の出動報酬を支給する。

(1) 災害出動をしたとき 次に掲げる場合の区分に応じ、それぞれ次に定める額

ア 災害出動をした時間が4時間未満の場合 1日につき 4,000円

イ 災害出動をした時間が4時間以上の場合 1日につき 8,000円

(2) 防火点検、警備、講習、訓練等をしたとき 1日につき 3,000円

7 出動報酬は、4月から6月まで、7月から9月まで、10月から12月まで及び1月から3月までの各区分による期間ごとに、当該期間の末日の属する月の翌月に支給する。

第3条の前の見出しを削り、同条に見出しとして「（費用弁償）」を付する。

第4条を削り、第5条を第4条とする。

附 則

1 この条例は、令和5年4月1日から施行する。

2 この条例の施行の日前に従事した消防業務に係る改正前の盛岡市非常勤消防団員報酬等支給条例第4条の規定による費用弁償の支給については、なお従前の例による。

提案理由

消防団員のうち本部付班長、分団班長及びその他の消防団員の年額報酬の額を改定するとともに、

消防団員が消防業務に従事したときの出動報酬について定めるほか、消防団員が消防業務に従事したときの費用弁償を廃止しようとするものである。

議案第 19 号

盛岡市道路占用料徴収条例の一部を改正する条例について

盛岡市道路占用料徴収条例の一部を次のとおり改正するものとする。

令和5年2月21日提出

盛岡市長 谷 藤 裕 明

盛岡市道路占用料徴収条例の一部を改正する条例

盛岡市道路占用料徴収条例（昭和30年条例第16号）の一部を次のように改正する。

別表中「510」を「570」に、「790」を「870」に、「1,100」を「1,200」に、「460」を「510」に、「730」を「810」に、「1,000」を「1,100」に、「46」を「51」に、「450」を「490」に、「270」を「300」に、「910」を「1,000」に、「380」を「420」に、「1,900」

を「1,800」に、

19
27

を

21
30

に、「41」を「45」に、「55」

を「61」に、「82」を「91」に、

110
190

を

120
210

に、「550」

を「610」に、「0.005」を「0.004」に、「0.008」を「0.006」に、「0.01」を「0.007」に、

「930」を「900」に、「560」を「540」に、

19
190
190

を

18
180
180

に、

19
190
19
190

を

18
180
18
180

に、

190
91
Aに0.016を乗じて得た額
Aに0.023を乗じて得た額

を

Aに0.
て得た
Aに0.
て得た

Aに0.033を乗じて得た額
Aに0.016を乗じ

Aに0.025を乗じて得た額
Aに0.015を乗じ

		て得た額		て得た額	
		Aに 0.012を乗じて得た額		Aに 0.011を乗じて得た額	
180	に、	Aに 0.023を乗じて得た額	を	Aに 0.022を乗じて得た額	に改める。
100		Aに 0.012を乗じて得た額		Aに 0.011を乗じて得た額	
012を乗じ額		Aに 0.016を乗じて得た額		Aに 0.015を乗じて得た額	
017を乗じ額		Aに 0.023を乗じて得た額		Aに 0.022を乗じて得た額	
		Aに 0.033を乗じて得た額		Aに 0.031を乗じて得た額	
		Aに 0.033を乗じて得た額		Aに 0.025を乗じて得た額	

附 則

この条例は、令和5年4月1日から施行する。

提案理由

国の例に準じ、道路の占用料の額を改定しようとするものである。

議案第 20 号

盛岡市手数料条例の一部を改正する条例について

盛岡市手数料条例の一部を次のとおり改正するものとする。

令和 5 年 2 月 21 日 提出

盛岡市長 谷 藤 裕 明

盛岡市手数料条例の一部を改正する条例

盛岡市手数料条例（平成12年条例第29号）の一部を次のように改正する。

別表21の項の次に次のように加える。

21の2 建築基準法第52条第6 項第3号の規定に基づく建築物の容積率の算定の基礎となる延べ面積に関する特例の認定の申請に対する審査	建築物の延べ面積の特例 認定申請手数料	2 万 7,000円
---	------------------------	------------

別表22の項の次に次のように加える。

22の2 建築基準法第53条第5 項第4号の規定に基づく建築物の建蔽率に関する特例の許可の申請に対する審査	建築物の建蔽率の特例許可申請手数料	16万円
--	-------------------	------

別表24の項の次に次のように加える。

24の2 建築基準法第55条第3 項の規定に基づく建築物の高さに関する特例の許可の申請に対する審査	屋外に面する建築物の部分に関する工事を行う建築物の高さの特例許可申請手数料	16万円
--	---------------------------------------	------

別表25の項中「第55条第3項各号」を「第55条第4項各号」に改め、同表37の項中「一団地内に建築される建築物の特例認定申請手数料」を「一団地内に建築等をする建築物の特例認定申請手数料」に改め、同項の右欄第1号中「の数」を「（建築等をするものに限る。以下この項において同じ。）の数」に改め、同表38の項の右欄第1号中「既存建築物を除く」を「建築等をするものに限る」に改め、同表38の2の項中「一団地内に建築される建築物の位置及び建蔽率、容積率、各部分の高さその他の構造の特例許可申請手数料」を「一団地内に建築等をする建築物の位置及び建蔽率、容積率、各部分の高さその他の構造の特例許可申請手数料」に改め、同項の右欄第1号中「の数」を「（建築等をするものに限る。以下この項において同じ。）の数」に改め、同表38の3の項の右欄第1号中「既存建築物を除く」を「建築等をするものに限る」に改め、同表39の項中「建築の」を「新築又は一敷地内認定建築物の増築等の」に、「一敷地内認定建築物以外の建築物の建築認定

申請手数料」を「一敷地内認定建築物以外の建築物の新築又は一敷地内認定建築物の増築等の認定申請手数料」に改め、同項の右欄第1号中「既存建築物を除く」を「新築又は増築等をするものに限る」に改め、同表39の2の項中「建築物又は」を「建築物の新築若しくは一敷地内認定建築物の増築等又は」に、「建築の」を「新築若しくは一敷地内許可建築物の増築等の」に、「一敷地内認定建築物及び一敷地内許可建築物以外の建築物の位置及び建蔽率、容積率、各部分の高さその他の構造の特例許可申請手数料」を「一敷地内認定建築物以外の建築物等の位置及び建蔽率、容積率、各部分の高さその他の構造又は一敷地内許可建築物以外の建築物等の新築等の特例許可申請手数料」に改め、同項の右欄第1号中「既存建築物を除く」を「新築又は増築等をするものに限る」に改め、同表46の項中「若しくは第68条の69第3項第5号イ若しくは第7号イ」を削り、同表47の項を次のように改める。

47 削除		
-------	--	--

別表48の項中「若しくは第68条の69第3項第6号若しくは第7号ロ」を削り、同項の右欄第1号中「、第68条の69第3項第6号」を削り、同欄第2号中「、第68条の69第3項第7号ロ」を削り、同表49の項を次のように改める。

49 削除		
-------	--	--

別表51の項中「宅地造成等規制法」を「宅地造成等規制法の一部を改正する法律（令和4年法律第55号。以下この項及び51の2の項において「令和4年改正宅地造成等規制法」という。）附則第2条第1項及び第2項の規定によりなお従前の例によることとされる令和4年改正宅地造成等規制法による改正前の宅地造成等規制法」に、「第8条第1項」を「第8条第1項本文」に改め、同表51の2の項中「宅地造成等規制法第12条第1項」を「令和4年改正宅地造成等規制法附則第2条第1項及び第2項の規定によりなお従前の例によることとされる令和4年改正宅地造成等規制法による改正前の宅地造成等規制法第12条第1項本文」に改め、同表65の16の項の右欄を次のように改める。

認定申請1件につき、第1号に定める額（都市の低炭素化の促進に関する法律第54条第2項の規定に基づき建築基準関係規定に適合するかどうかの審査を受けるよう申し出る場合にあっては、その額に第2号に定める額を加算した額） (1) 次に掲げる建築物等の区分に応じ、それぞれ次に定める額 ア 一戸建ての住宅（人の居住の用以外の用に供する部分を有しないものに限る。以下この項及び65の17の項において同じ。）（建築物エネルギー消費性能基準等を定める省令（平成28年経済産業省・国土交通省令第1号。以下この項、65の20の項、65の22の項及び65の24の項において「省令」という。）第10条第2号イ(1)及びロ(1)に定める基準への適合性（以下この項及び65の22の項において「第1基準適合性」という。）に係る認定申請に係る一戸建ての住宅に限る。）又は人の居住の用に供する部分を有する建築物（一戸建ての住宅及び共同住宅等（共同住宅、長屋その他一戸建ての住宅以外の住宅

をいう。以下この項及び65の17の項において同じ。)を除く。以下この項及び65の17の項において「住宅・非住宅複合建築物」という。)であって住戸の数が1であるものの住宅部分(建築物のエネルギー消費性能の向上に関する法律第11条第1項に規定する住宅部分をいう。以下この項、65の17の項及び65の22の項から65の24の項までにおいて同じ。)(第1基準適合性に係る認定申請に係る住宅部分に限る。)

(ア) 床面積の合計が 200平方メートル以内のもの 3万 5,000円(市長が別に定める者があらかじめ都市の低炭素化の促進に関する法律第54条第1項各号に掲げる基準に適合していることを証明する書類(以下この項において「適合証」という。))の提出がある場合にあっては、5,000円)

(イ) 床面積の合計が 200平方メートルを超え 400平方メートル以内のもの 7万円(適合証の提出がある場合にあっては、1万円)

(ロ) 床面積の合計が 400平方メートルを超え 800平方メートル以内のもの 9万 7,000円(適合証の提出がある場合にあっては、1万 6,000円)

(ハ) 床面積の合計が 800平方メートルを超え 2,000平方メートル以内のもの 13万 6,000円(適合証の提出がある場合にあっては、2万 7,000円)

(ニ) 床面積の合計が 2,000平方メートルを超え 4,000平方メートル以内のもの 19万 5,000円(適合証の提出がある場合にあっては、4万 5,000円)

(ホ) 床面積の合計が 4,000平方メートルを超え 8,000平方メートル以内のもの 27万 8,000円(適合証の提出がある場合にあっては、8万円)

(ヘ) 床面積の合計が 8,000平方メートルを超え 1万 6,000平方メートル以内のもの 37万 6,000円(適合証の提出がある場合にあっては、12万 6,000円)

(ト) 床面積の合計が 1万 6,000平方メートルを超え 2万 4,000平方メートル以内のもの 49万 3,000円(適合証の提出がある場合にあっては、15万 8,000円)

(チ) 床面積の合計が 2万 4,000平方メートルを超えるもの 57万 9,000円(適合証の提出がある場合にあっては、16万 9,000円)

イ 一戸建ての住宅(省令第10条第2号イ(2)及びロ(2)に定める基準への適合性(以下この項、65の17の項及び65の22の項において「第2基準適合性」という。)に係る認定申請に係る一戸建ての住宅に限る。)又は住宅・非住宅複合建築物であって住戸の数が1であるものの住宅部分(第2基準適合性に係る認定申請に係る住宅部分に限る。)

(ア) 床面積の合計が 200平方メートル以内のもの 1万 8,000円(適合証の提出がある場合にあっては、5,000円)

(イ) 床面積の合計が 200平方メートルを超えるもの 1万 9,000円(適合証の提出がある場合にあっては、5,000円)

ウ 共同住宅等(第1基準適合性に係る認定申請に係る共同住宅等に限る。)又は住宅・

非住宅複合建築物であって住戸の数が2以上であるものの住宅部分（第1基準適合性に係る認定申請に係る住宅部分に限る。） 共同住宅等又は住宅・非住宅複合建築物の住宅部分に係るア(ア) から(ケ) までに掲げる床面積（住戸の床面積に限る。）の合計の区分に応じ、それぞれア(ア) から(ケ) までに定める額に、次に掲げる共同住宅等又は住宅・非住宅複合建築物の共用部分（建物の区分所有等に関する法律（昭和37年法律第69号）第2条第4項に規定する共用部分をいう。以下この項、65の22の項及び65の24の項において同じ。）の床面積（(ア) から(カ) までにおいて「床面積」という。）の合計の区分に応じ、それぞれ次に定める額を加算した額

(ア) 床面積の合計が 300平方メートル以内のもの 10万 9,000円（適合証の提出がある場合にあっては、1万円）

(イ) 床面積の合計が 300平方メートルを超え 2,000平方メートル以内のもの 17万 9,000円（適合証の提出がある場合にあっては、2万 7,000円）

(ウ) 床面積の合計が 2,000平方メートルを超え 5,000平方メートル以内のもの 27万 7,000円（適合証の提出がある場合にあっては、8万円）

(エ) 床面積の合計が 5,000平方メートルを超え1万平方メートル以内のもの 35万 6,000円（適合証の提出がある場合にあっては、12万 6,000円）

(オ) 床面積の合計が1万平方メートルを超え2万 5,000平方メートル以内のもの 42万 5,000円（適合証の提出がある場合にあっては、15万 8,000円）

(カ) 床面積の合計が2万 5,000平方メートルを超えるもの 49万 5,000円（適合証の提出がある場合にあっては、19万 8,000円）

エ 共同住宅等（第2基準適合性に係る認定申請に係る共同住宅等に限る。）又は住宅・非住宅複合建築物であって住戸の数が2以上であるものの住宅部分（第2基準適合性に係る認定申請に係る住宅部分に限る。） 共同住宅等又は住宅・非住宅複合建築物の住宅部分に係るイ(ア) 又は(イ) に掲げる床面積（住戸の床面積に限る。）の合計の区分に応じ、それぞれイ(ア) 又は(イ) に定める額に、次に掲げる共同住宅等又は住宅・非住宅複合建築物の共用部分の床面積（(ア) から(エ) までにおいて「床面積」という。）の合計の区分に応じ、それぞれ次に定める額を加算した額

(ア) 床面積の合計が 300平方メートル以内のもの 3万 3,000円（適合証の提出がある場合にあっては、1万円）

(イ) 床面積の合計が 300平方メートルを超え 2,000平方メートル以内のもの 5万 7,000円（適合証の提出がある場合にあっては、2万円）

(ウ) 床面積の合計が 2,000平方メートルを超え 5,000平方メートル以内のもの 10万 3,000円（適合証の提出がある場合にあっては、4万 5,000円）

(エ) 床面積の合計が 5,000平方メートルを超えるもの 15万 5,000円（適合証の提出が

ある場合にあつては、8万円)

オ 人の居住の用に供する部分を有しない建築物（カに掲げる建築物を除く。）又は住宅・非住宅複合建築物の非住宅部分（建築物のエネルギー消費性能の向上に関する法律第11条第1項に規定する非住宅部分をいう。以下この項、65の17の項及び65の20の項から65の25の項までにおいて同じ。）（カに掲げる部分を除く。）

(ア) 床面積の合計が 300平方メートル以内のもの 省令第10条第1号イ(1) 及びロ(1) に定める基準への適合性（以下この項及び65の22の項において「第3基準適合性」という。）に係る認定申請にあつては23万 9,000円（適合証の提出がある場合にあつては、1万円）、同号イ(2) 及びロ(2) に定める基準への適合性（以下この項及び65の22の項において「第4基準適合性」という。）に係る認定申請にあつては9万 6,000円（適合証の提出がある場合にあつては、1万円）

(イ) 床面積の合計が 300平方メートルを超え 1,000平方メートル以内のもの 第3基準適合性に係る認定申請にあつては29万 7,000円（適合証の提出がある場合にあつては、1万 7,000円）、第4基準適合性に係る認定申請にあつては12万円（適合証の提出がある場合にあつては、1万 7,000円）

(ウ) 床面積の合計が 1,000平方メートルを超え 2,000平方メートル以内のもの 第3基準適合性に係る認定申請にあつては38万円（適合証の提出がある場合にあつては、2万 7,000円）、第4基準適合性に係る認定申請にあつては15万 6,000円（適合証の提出がある場合にあつては、2万 7,000円）

(エ) 床面積の合計が 2,000平方メートルを超え 5,000平方メートル以内のもの 第3基準適合性に係る認定申請にあつては54万円（適合証の提出がある場合にあつては、8万円）、第4基準適合性に係る認定申請にあつては24万 9,000円（適合証の提出がある場合にあつては、8万円）

(オ) 床面積の合計が 5,000平方メートルを超え 1万平方メートル以内のもの 第3基準適合性に係る認定申請にあつては66万 2,000円（適合証の提出がある場合にあつては、12万 6,000円）、第4基準適合性に係る認定申請にあつては30万 9,000円（適合証の提出がある場合にあつては、12万 6,000円）

(カ) 床面積の合計が 1万平方メートルを超え 2万 5,000平方メートル以内のもの 第3基準適合性に係る認定申請にあつては78万円（適合証の提出がある場合にあつては、15万 8,000円）、第4基準適合性に係る認定申請にあつては37万 2,000円（適合証の提出がある場合にあつては、15万 8,000円）

(キ) 床面積の合計が 2万 5,000平方メートルを超えるもの 第3基準適合性に係る認定申請にあつては89万円（適合証の提出がある場合にあつては、19万 8,000円）、第4基準適合性に係る認定申請にあつては45万 1,000円（適合証の提出がある場合にあつ

ては、19万 8,000円)

カ 人の居住の用に供する部分を有しない建築物のうち専ら工場、畜舎、自動車車庫、自転車駐車場、倉庫、卸売市場その他これらに類する用途に供する建築物として市長が認める建築物又は住宅・非住宅複合建築物の非住宅部分のうち、専ら工場、畜舎、自動車車庫、自転車駐車場、倉庫、卸売市場その他これらに類する用途に供する部分として市長が認める部分（以下この項及び65の17の項において「工場等専用部分」という。）

(ア) 床面積の合計が 300平方メートル以内のもの 省令第10条第1号ロ(1)に定める基準への適合性（以下この項において「第5基準適合性」という。）に係る認定申請にあつては10万 9,000円（適合証の提出がある場合にあつては、1万円）、同号ロ(2)に定める基準への適合性（以下この項において「第6基準適合性」という。）に係る認定申請にあつては4万 8,000円（適合証の提出がある場合にあつては、1万円）

(イ) 床面積の合計が 300平方メートルを超え 1,000平方メートル以内のもの 第5基準適合性に係る認定申請にあつては13万 8,000円（適合証の提出がある場合にあつては、1万 7,000円）、第6基準適合性に係る認定申請にあつては6万 3,000円（適合証の提出がある場合にあつては、1万 7,000円）

(ウ) 床面積の合計が 1,000平方メートルを超え 2,000平方メートル以内のもの 第5基準適合性に係る認定申請にあつては17万 9,000円（適合証の提出がある場合にあつては、2万 7,000円）、第6基準適合性に係る認定申請にあつては8万 4,000円（適合証の提出がある場合にあつては、2万 7,000円）

(エ) 床面積の合計が 2,000平方メートルを超え 5,000平方メートル以内のもの 第5基準適合性に係る認定申請にあつては27万 7,000円（適合証の提出がある場合にあつては、8万円）、第6基準適合性に係る認定申請にあつては15万 4,000円（適合証の提出がある場合にあつては、8万円）

(オ) 床面積の合計が 5,000平方メートルを超え 1万平方メートル以内のもの 第5基準適合性に係る認定申請にあつては35万 6,000円（適合証の提出がある場合にあつては12万 6,000円）、第6基準適合性に係る認定申請にあつては21万 2,000円（適合証の提出がある場合にあつては、12万 6,000円）

(カ) 床面積の合計が 1万平方メートルを超え 2万 5,000平方メートル以内のもの 第5基準適合性に係る認定申請にあつては42万 5,000円（適合証の提出がある場合にあつては、15万 8,000円）、第6基準適合性に係る認定申請にあつては25万 8,000円（適合証の提出がある場合にあつては、15万 8,000円）

(キ) 床面積の合計が 2万 5,000平方メートルを超えるもの 第5基準適合性に係る認定申請にあつては49万 5,000円（適合証の提出がある場合にあつては、19万 8,000円）、第6基準適合性に係る認定申請にあつては30万 9,000円（適合証の提出がある

場合にあつては、19万 8,000円)

キ 住宅・非住宅複合建築物の建築物全体（認定申請が住宅部分、非住宅部分及び建築物全体に係るものを含む。） ア(ア) から(ケ) まで及びウ(ア) から(カ) までに定める額（住宅・非住宅複合建築物の住宅部分に係る認定申請が第2基準適合性に係る認定申請である場合にあつては、イ(ア) 又は(イ) 及びエ(ア) から(エ) までに定める額）を合算した額に、オ(ア) から(キ) まで（住宅・非住宅複合建築物の非住宅部分が工場等専用部分である場合にあつては、カ(ア) から(キ) まで）に掲げる住宅・非住宅複合建築物の非住宅部分の床面積の合計の区分に応じ、それぞれオ(ア) から(キ) まで（住宅・非住宅複合建築物の非住宅部分が工場等専用部分である場合にあつては、カ(ア) から(キ) まで）に定める額を加算した額

(2) 次に掲げる部分の区分に応じ、それぞれ次に定める額

ア 建築物に係る部分 8の項の右欄各号に掲げる申請又は通知に係る床面積の合計の区分に応じ、当該各号に定める額

イ 建築設備（建築基準法第87条の4の建築設備をいう。65の17の項において同じ。）及び工作物（同法第88条第1項及び第2項の政令で指定するものをいう。65の17の項において同じ。）に係る部分 9の項の右欄各号又は9の2の項の右欄に掲げる審査の区分に応じ、それぞれ9の項の右欄各号又は9の2の項の右欄に定める額

別表65の17の項の右欄第1号ア中「額」を「額（当該住宅又は当該住宅部分の変更認定申請が第2基準適合性に係る変更認定申請である場合にあつては、同欄第1号イ(ア) 又は(イ) に掲げる床面積の合計（8の項の右欄の規定により算定した面積）の区分に応じ、それぞれ65の16の項の右欄第1号イ(ア) 又は(イ) に定める額）」に改め、同号イ中「同欄第1号イ(ア)」を「同欄第1号ウ(ア)」に改め、「合算した額」の次に「（当該共同住宅等又は当該住宅部分の変更認定申請が第2基準適合性に係る変更認定申請である場合にあつては、同欄第1号イ(ア) 又は(イ) 及び同欄第1号エ(ア) から(エ) までに掲げる床面積の合計（8の項の右欄の規定により算定した面積）の区分に応じ、それぞれ65の16の項の右欄第1号イ(ア) 又は(イ) 及び同欄第1号エ(ア) から(エ) までに定める額を合算した額）」を加え、同号ウ中「65の16の項の右欄第1号ウ(ア)」を「65の16の項の右欄第1号オ(ア)」に改め、同号エ中「65の16の項の右欄第1号エ(ア)」を「65の16の項の右欄第1号カ(ア)」に改め、同号オ中「、同欄第1号イ(ア) から(カ) まで及び同欄第1号ウ(ア)」を「及び同欄第1号ウ(ア) から(カ) まで（住宅・非住宅複合建築物の住宅部分の変更認定申請が第2基準適合性に係る変更認定申請である場合にあつては、同欄第1号イ(ア) 又は(イ) 及び同欄第1号エ(ア) から(エ) まで）並びに同欄第1号オ(ア)」に、「同欄第1号エ(ア)」を「同欄第1号カ(ア)」に、「65の16の項の右欄第1号ウ(ア)」を「65の16の項の右欄第1号オ(ア)」に改め、同表65の20の項の右欄第1号中「第4基準適合性」を「省令第1条第1項第1号イに定める基準への適合性（以下この項及び65の24の項において「第4基準適合性」という。）」に、「第5基準適合性」を「同号ロに定める

基準への適合性（以下この項及び65の24の項において「第5基準適合性」という。）」に改め、同表65の22の項の右欄第1号ア(ア)中「3万8,000円」を「第1基準適合性に係る認定申請にあつては3万8,000円」に改め、「6,000円」の次に「第2基準適合性に係る認定申請にあつては2万円（適合証の提出がある場合にあつては、6,000円）」を加え、同号ア(イ)中「4万3,000円」を「第1基準適合性に係る認定申請にあつては4万3,000円（適合証の提出がある場合にあつては、6,000円）、第2基準適合性に係る認定申請にあつては2万1,000円」に改め、同号イ(ア)中「7万7,000円」を「第1基準適合性に係る認定申請にあつては7万7,000円（適合証の提出がある場合にあつては、1万1,000円）、第2基準適合性に係る認定申請にあつては3万7,000円」に改め、同号イ(イ)中「12万7,000円」を「第1基準適合性に係る認定申請にあつては12万7,000円（適合証の提出がある場合にあつては、2万3,000円）、第2基準適合性に係る認定申請にあつては6万3,000円」に改め、同号イ(ウ)中「21万7,000円」を「第1基準適合性に係る認定申請にあつては21万7,000円（適合証の提出がある場合にあつては、5万円）、第2基準適合性に係る認定申請にあつては11万4,000円」に改め、同号イ(エ)中「31万円」を「第1基準適合性に係る認定申請にあつては31万円（適合証の提出がある場合にあつては、8万9,000円）、第2基準適合性に係る認定申請にあつては17万2,000円」に改め、同号ウ(ア)中「省令第10条第1号イ(1)及びロ(1)に定める基準への適合性（以下この項において「第1基準適合性」という。）」を「第3基準適合性」に、「同号イ(2)及びロ(2)に定める基準への適合性（以下この項において「第2基準適合性」という。）」を「第4基準適合性」に改め、同号ウ(イ)中「第1基準適合性」を「第3基準適合性」に、「第2基準適合性」を「第4基準適合性」に改め、同号ウ(ウ)中「第1基準適合性」を「第3基準適合性」に、「第2基準適合性」を「第4基準適合性」に改め、同号ウ(エ)中「第1基準適合性」を「第3基準適合性」に、「第2基準適合性」を「第4基準適合性」に改め、同号ウ(オ)中「第1基準適合性」を「第3基準適合性」に、「第2基準適合性」を「第4基準適合性」に改め、同号ウ(カ)中「第1基準適合性」を「第3基準適合性」に、「第2基準適合性」を「第4基準適合性」に改め、同号ウ(キ)中「第1基準適合性」を「第3基準適合性」に、「第2基準適合性」を「第4基準適合性」に改める。

附 則

この条例は、次の各号に掲げる区分に応じ、当該各号に定める日から施行する。

- (1) 別表46の項から49の項まで、65の16の項、65の17の項、65の20の項及び65の22の項の改正規定
公布の日
- (2) 別表21の項の次に1項を加える改正規定、同表22の項の次に1項を加える改正規定、同表24の項の次に1項を加える改正規定並びに同表25の項及び37の項から39の2の項までの改正規定
令和5年4月1日
- (3) 別表51の項及び51の2の項の改正規定 令和5年5月26日

提案理由

建築基準法（昭和25年法律第 201号）の改正に伴い建築物の延べ面積の特例認定申請手数料等を定めるとともに、建築物エネルギー消費性能誘導基準に適合する住宅等に係る低炭素建築物新築等計画認定申請手数料等の額を定めるほか、必要な規定の整備をしようとするものである。

議案第 21 号

盛岡市岩手競馬経営改善推進資金貸付基金条例の一部を改正する条例について

盛岡市岩手競馬経営改善推進資金貸付基金条例の一部を次のとおり改正するものとする。

令和 5 年 2 月 21 日提出

盛岡市長 谷 藤 裕 明

盛岡市岩手競馬経営改善推進資金貸付基金条例の一部を改正する条例

盛岡市岩手競馬経営改善推進資金貸付基金条例（平成19年条例第3号）の一部を次のように改正する。

第2条中「65億 5,407万 4,160円」を「65億 1,689万 1,890円」に改める。

附 則

この条例は、公布の日から施行する。

提案理由

岩手県競馬組合に対する貸付金の一部が償還されたことに伴い、岩手競馬経営改善推進資金貸付基金の額を改定しようとするものである。

議案第 22 号

盛岡市福祉医療資金貸付基金条例の一部を改正する条例について

盛岡市福祉医療資金貸付基金条例の一部を次のとおり改正するものとする。

令和 5 年 2 月 21 日 提出

盛岡市長 谷 藤 裕 明

盛岡市福祉医療資金貸付基金条例の一部を改正する条例

盛岡市福祉医療資金貸付基金条例（平成 8 年条例第 8 号）の一部を次のように改正する。

第 2 条第 1 号から第 3 号までの規定中「第 5 号及び第 7 号」を「第 6 号及び第 8 号」に改め、同条中第 11 号を第 12 号とし、第 10 号を第 11 号とし、第 9 号を第 10 号とし、同条第 8 号中「第 4 号から第 6 号」を「第 5 号から第 7 号」に改め、同号を同条第 9 号とし、同条第 7 号中「第 4 号及び第 5 号」を「第 5 号及び第 6 号」に改め、同号を同条第 8 号とし、同条中第 6 号を第 7 号とし、第 5 号を第 6 号とし、第 4 号を第 5 号とし、第 3 号の次に次の 1 号を加える。

（4）高校生等 15 歳に達する日以後の最初の 4 月 1 日から 18 歳に達する日以後の最初の 3 月 31 日までの間にある者（第 6 号及び第 8 号に該当する者を除く。）をいう。

第 4 条中「中学生」の次に「、高校生等」を加え、「第 2 条第 7 号」を「第 2 条第 8 号」に改める。

附 則

この条例は、令和 5 年 4 月 1 日から施行する。

提案理由

福祉医療資金の貸付対象に高校生等又はその保護者を加えようとするものである。

議案第 23 号

盛岡市児童館条例の一部を改正する条例について
盛岡市児童館条例の一部を次のとおり改正するものとする。

令和 5 年 2 月 21 日 提出

盛岡市長 谷 藤 裕 明

盛岡市児童館条例の一部を改正する条例
盛岡市児童館条例（昭和53年条例第19号）の一部を次のように改正する。
第 2 条第 1 項の表に次のように加える。

盛岡市立太田児童センター	盛岡市上太田上吉本 1 番地 1
--------------	------------------

附 則

この条例は、令和 6 年 4 月 1 日から施行する。

提案理由

太田児童センターを設置しようとするものである。

議案第 24 号

盛岡市国民健康保険条例の一部を改正する条例について
盛岡市国民健康保険条例の一部を次のとおり改正するものとする。

令和 5 年 2 月 21 日提出

盛岡市長 谷 藤 裕 明

盛岡市国民健康保険条例の一部を改正する条例
盛岡市国民健康保険条例（昭和34年条例第 8 号）の一部を次のように改正する。
第 3 条第 1 項中「40万 8,000円」を「48万 8,000円」に改める。

附 則

- 1 この条例は、令和 5 年 4 月 1 日から施行する。
- 2 この条例の施行の日前に出産した被保険者に係る盛岡市国民健康保険条例第 3 条第 1 項に規定する出産育児一時金の額については、なお従前の例による。

提案理由

出産育児一時金の額を改定しようとするものである。

議案第 25 号

盛岡市水道事業及び下水道事業の設置等に関する条例の一部を改正する条例について
盛岡市水道事業及び下水道事業の設置等に関する条例の一部を次のとおり改正するものとする。

令和 5 年 2 月 21 日提出

盛岡市長 谷 藤 裕 明

盛岡市水道事業及び下水道事業の設置等に関する条例の一部を改正する条例
盛岡市水道事業及び下水道事業の設置等に関する条例（昭和41年条例第48号）の一部を次のよう
に改正する。

別表町又は字の区域の全部が給水区域である区域の項中「門（堀郷 赤沼）」を「門字赤沼」に
改める。

附 則

この条例は、令和 5 年 4 月 10 日から施行する。

提案理由

字の区域の変更に伴い、給水区域の字名を整理しようとするものである。

議案第 26 号

新庄・浅岸边地総合整備計画について

新庄・浅岸边地総合整備計画を次のとおり定めるものとする。

令和5年2月21日提出

盛岡市長 谷 藤 裕 明

新庄・浅岸边地総合整備計画

1 辺地の概況

- (1) 辺地を構成する町又は字の名称 新庄字銭掛、小貝沢、中津川、浅岸字綱取、貝田、木々塚、下大葛、上大葛、元信、赤重、鍋倉、大志田、大志田川、大志田頭
- (2) 辺地の中心の位置 盛岡市浅岸字綱取34番地31
- (3) 辺地度数 143点

2 公共的施設の整備を必要とする事情

当辺地は、市の東部に位置し、山あいには散在する農林業を基幹とする集落で構成されており、コミュニティ活動の活性化等を図るため、老朽化の著しい集会施設の修繕を行う必要がある。

3 公共的施設の整備計画

令和5年度から令和9年度まで5年間

(単位 千円)

事業 施設名	区分 主体名	事業費	財源内訳		一般財源のうち 辺地対策事業債 の予定額
			特定財源	一般財源	
公民館その他の 集会施設	盛岡市	21,500	0	21,500	21,500
合 計		21,500	0	21,500	21,500

提案理由

新庄・浅岸边地総合整備計画を定めることについて、辺地に係る公共的施設の総合整備のための財政上の特別措置等に関する法律（昭和37年法律第88号）第3条第1項の規定に基づき、議会の議決を求めるものである。

議案第 27 号

築川・川目辺地総合整備計画について

築川・川目辺地総合整備計画を次のとおり定めるものとする。

令和 5 年 2 月 21 日提出

盛岡市長 谷 藤 裕 明

築川・川目辺地総合整備計画

1 辺地の概況

- (1) 辺地を構成する町又は字の名称 築川第 1 地割～第 7 地割、川目第 1 地割～第 3 地割
- (2) 辺地の中心の位置 盛岡市川目第 2 地割 3 番地 3
- (3) 辺地度数 163 点

2 公共的施設の整備を必要とする事情

当辺地は、市の東部に位置し、山あいには散在する農林業を基幹とする集落で構成されており、地域における災害救急対策活動の中核機能を維持するため、老朽化が著しい消防施設の修繕を行う必要がある。

3 公共的施設の整備計画

令和 5 年度から令和 9 年度まで 5 年間

(単位 千円)

施設名	事業 主体名	区分	事業費	財源内訳		一般財源のうち 辺地対策事業債 の予定額
				特定財源	一般財源	
消防施設	盛岡市		3,200	0	3,200	3,200
合 計			3,200	0	3,200	3,200

提案理由

築川・川目辺地総合整備計画を定めることについて、辺地に係る公共的施設の総合整備のための財政上の特別措置等に関する法律（昭和 37 年法律第 88 号）第 3 条第 1 項の規定に基づき、議会の議決を求めるものである。

議案第 28 号

砂子沢・根田茂辺地総合整備計画について

砂子沢・根田茂辺地総合整備計画を次のとおり定めるものとする。

令和 5 年 2 月 21 日 提出

盛岡市長 谷 藤 裕 明

砂子沢・根田茂辺地総合整備計画

1 辺地の概況

- (1) 辺地を構成する町又は字の名称 砂子沢第 1 地割～第 13 地割、根田茂第 1 地割～第 8 地割
(2) 辺地の中心の位置 盛岡市根田茂第 6 地割 23 番地 1
(3) 辺地度点数 319 点

2 公共的施設の整備を必要とする事情

当辺地は、市の東部に位置し、山あいには散在する農林業を基幹とする集落で構成されており、次の事情により、公共的施設の整備を必要とする。

- (1) 当地域に通じる道路は大雨等の被害を受けやすい砂利道のため、安全な交通や地域間の往来に支障を来していることから、林道の舗装整備を行う必要がある。
(2) 地域における災害救急対策活動の中核機能を維持するため、老朽化が著しい消防施設の修繕を行う必要がある。

3 公共的施設の整備計画

令和 5 年度から令和 9 年度まで 5 年間

(単位 千円)

施設名	事業 主体名	事業費	財源内訳		一般財源のうち 辺地対策事業債 の予定額
			特定財源	一般財源	
農道及び林道	盛岡市	124,000	0	124,000	124,000
消防施設	盛岡市	9,900	0	9,900	9,900
合 計		133,900	0	133,900	133,900

提案理由

砂子沢・根田茂辺地総合整備計画を定めることについて、辺地に係る公共的施設の総合整備のための財政上の特別措置等に関する法律（昭和 37 年法律第 88 号）第 3 条第 1 項の規定に基づき、議会の議決を求めるものである。

議案第 29 号

姫神辺地総合整備計画の変更について

姫神辺地総合整備計画の一部を次のとおり変更するものとする。

令和 5 年 2 月 21 日提出

盛岡市長 谷 藤 裕 明

2 を次のように改める。

2 公共的施設の整備を必要とする事情

当辺地は、市の北東端に位置し、山あいには散在する農畜産業を基幹とする集落で構成されており、次の事情により、公共的施設の整備を必要とする。

- (1) 積雪による孤立化への対策として、除雪機械を整備する必要がある。
- (2) 上水道給水区域外にある集会施設について、飲用水を確保するための設備を整備する必要がある。
- (3) 上水道給水区域外にある消防施設について、飲用水を確保するための設備を整備する必要がある。

3 を次のように改める。

3 公共的施設の整備計画

令和 3 年度から令和 7 年度まで 5 年間

(単位 千円)

事業 施設名	区分 主体名	事業費	財源内訳		一般財源のうち 辺地対策事業債 の予定額
			特定財源	一般財源	
除雪機械	盛岡市	34,155	22,770	11,385	11,300
公民館その他の 集会施設	盛岡市	6,700	0	6,700	6,700
消防施設	盛岡市	5,800	0	5,800	5,800
合 計		46,655	22,770	23,885	23,800

提案理由

姫神辺地総合整備計画を変更することについて、辺地に係る公共的施設の総合整備のための財政上の特別措置等に関する法律（昭和37年法律第88号）第3条第8項において準用する同条第1項の規定に基づき、議会の議決を求めるものである。

議案第 30 号

玉山辺地総合整備計画の変更について

玉山辺地総合整備計画の一部を次のとおり変更するものとする。

令和 5 年 2 月 21 日提出

盛岡市長 谷 藤 裕 明

3 を次のように改める。

3 公共的施設の整備計画

令和 3 年度から令和 7 年度まで 5 年間

(単位 千円)

施設名 事業 主体名	区分	事業費	財源内訳		一般財源のうち 辺地対策事業債 の予定額
			特定財源	一般財源	
市道	盛岡市	298,100	129,700	168,400	168,400
公民館その他の 集会施設	盛岡市	3,934	0	3,934	3,700
診療施設	盛岡市	9,926	0	9,926	9,500
消防施設	盛岡市	51,458	0	51,458	51,300
合 計		363,418	129,700	233,718	232,900

提案理由

玉山辺地総合整備計画を変更することについて、辺地に係る公共的施設の総合整備のための財政上の特別措置等に関する法律（昭和37年法律第88号）第3条第8項において準用する同条第1項の規定に基づき、議会の議決を求めるものである。

議案第 31 号

藪川辺地総合整備計画の変更について

藪川辺地総合整備計画の一部を次のとおり変更するものとする。

令和 5 年 2 月 21 日提出

盛岡市長 谷 藤 裕 明

2 を次のように改める。

2 公共的施設の整備を必要とする事情

当辺地は、山あいには散在する農林業を基幹産業とする集落で構成されており、次の事情により、公共的施設の整備を必要とする。

- (1) 急カーブが連続する狭隘な未整備道路であり、観光道路としての機能を有していないため、整備を行う必要がある。また、凍上等により破損が著しい側溝を改修する必要がある。
- (2) コミュニティ活動の活性化を図るため、集会施設の修繕を行う必要がある。また、上水道給水区域外にある集会施設について、飲用水を確保するための設備を整備する必要がある。
- (3) 地区に医療機関が存在せず、住民の医療受診の機会を確保するため、通院手段である患者輸送バスを更新する必要がある。
- (4) 火災発生時に迅速な消火活動が可能となるよう、老朽化が著しい消防車両を更新する必要がある。また、上水道給水区域外にある消防施設について、飲用水を確保するための設備を整備する必要がある。
- (5) 上水道給水区域外にあるレクリエーション施設について、飲用水を確保するための設備を整備する必要がある。

3 を次のように改める。

3 公共的施設の整備計画

令和 3 年度から令和 7 年度まで 5 年間

(単位 千円)

施設名	事業 主体名	区分	事業費	財源内訳		一般財源のうち 辺地対策事業債 の予定額
				特定財源	一般財源	
市道	盛岡市		165, 200	57, 000	108, 200	108, 200
公民館その他の 集会施設	盛岡市		47, 756	0	47, 756	47, 600
診療施設	盛岡市		9, 926	0	9, 926	9, 500
消防施設	盛岡市		24, 344	0	24, 344	23, 900

観光・レクリエーション施設	盛岡市	6,700	0	6,700	6,700
合 計		253,926	57,000	196,926	195,900

提案理由

藪川辺地総合整備計画を変更することについて、辺地に係る公共的施設の総合整備のための財政上の特別措置等に関する法律（昭和37年法律第88号）第3条第8項において準用する同条第1項の規定に基づき、議会の議決を求めるものである。

議案第 32 号

字の区域の変更について

地方自治法（昭和22年法律第67号）第 260条第 1 項の規定により、盛岡市の字の区域を次のとおり変更するものとする。

令和 5 年 2 月 21 日提出

盛岡市長 谷 藤 裕 明

1 盛岡市門字角下へ編入する区域（別図 1 及び別図 2 のとおり。）

盛岡市門字堀郷26番 3、29番 3、29番 4、29番 5、29番 6

2 施行期日

令和 5 年 4 月 10 日

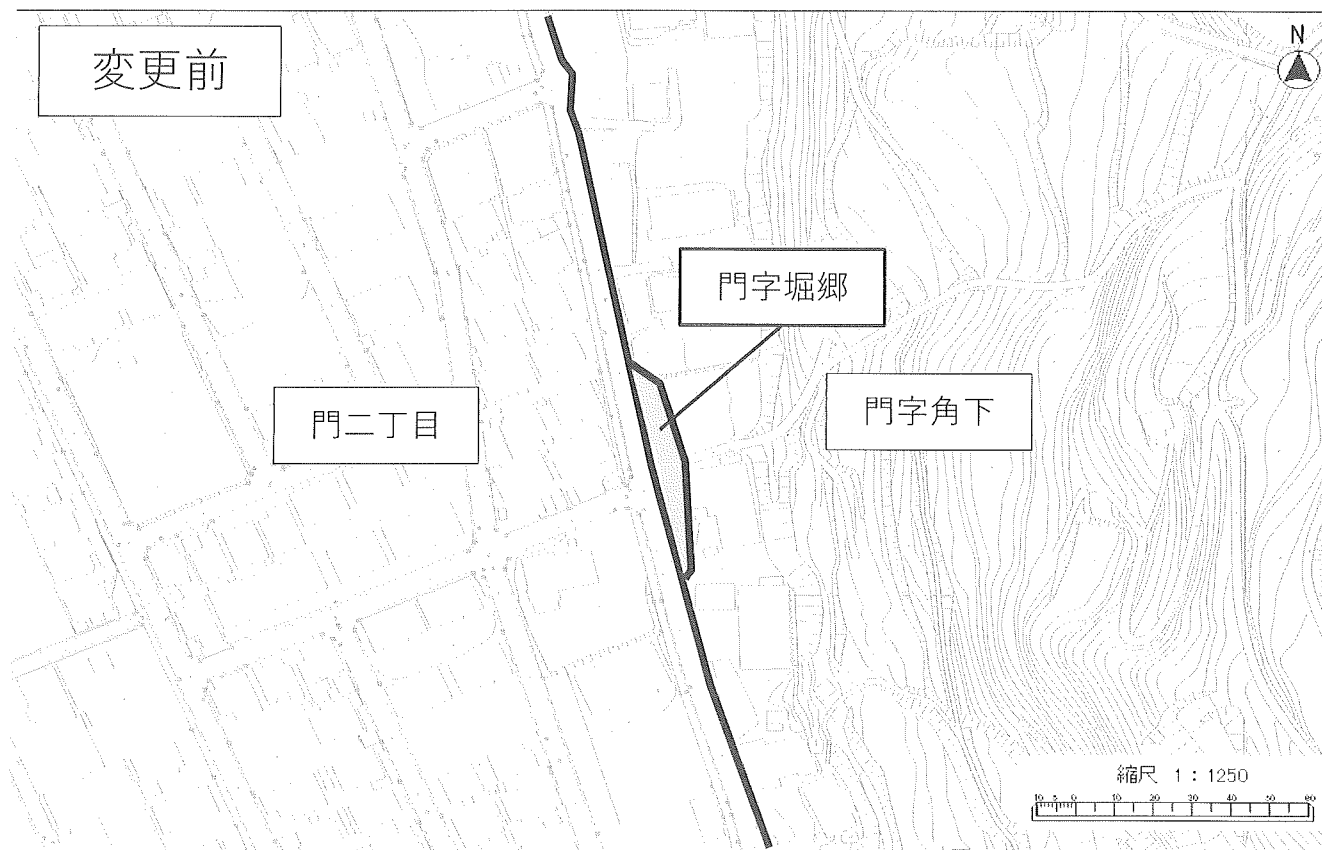
提案理由

字の区域の境界となっていた土地の形状変更が確認されたことに伴い、改めて字の区域を整理しようとするものである。

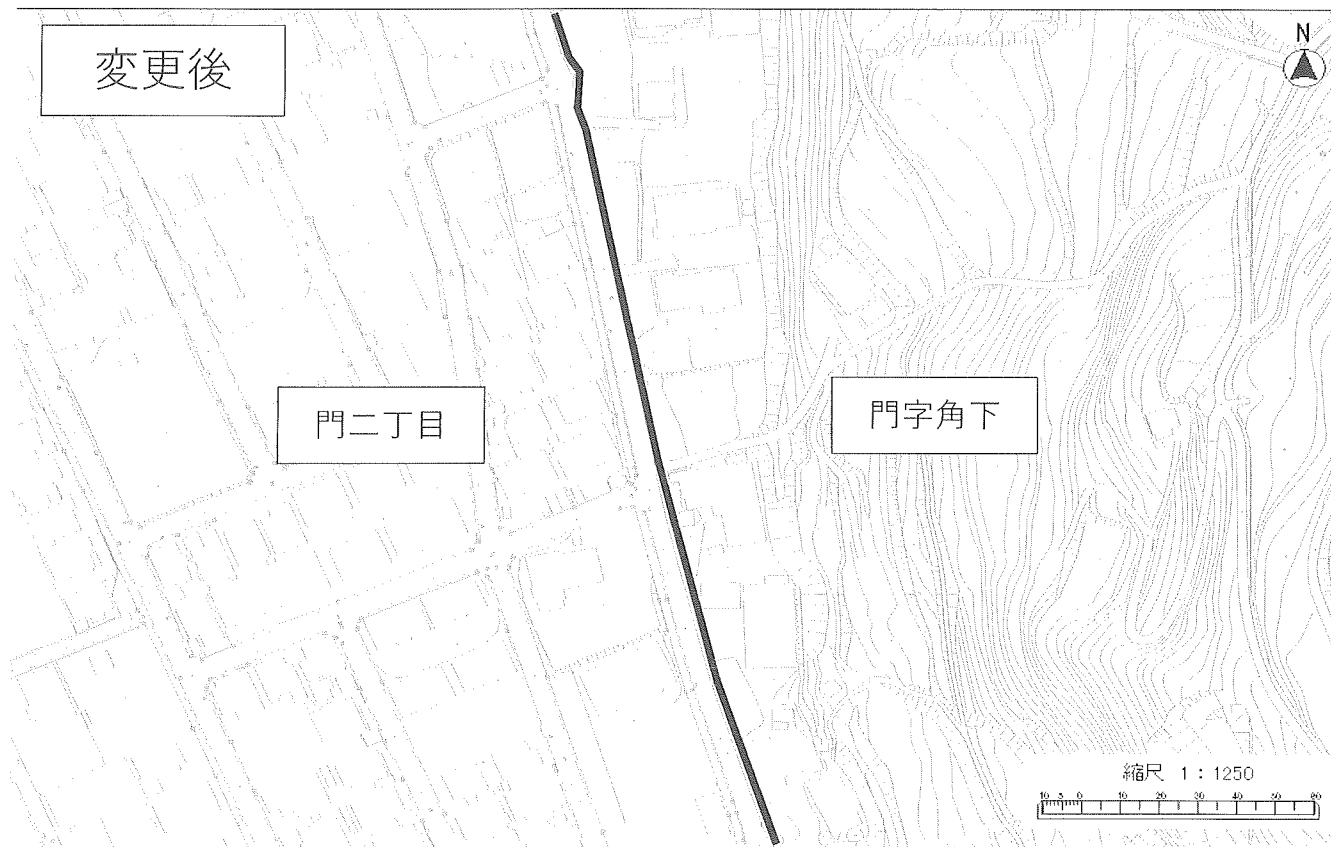
別図 1

字界区域変更図

変更前

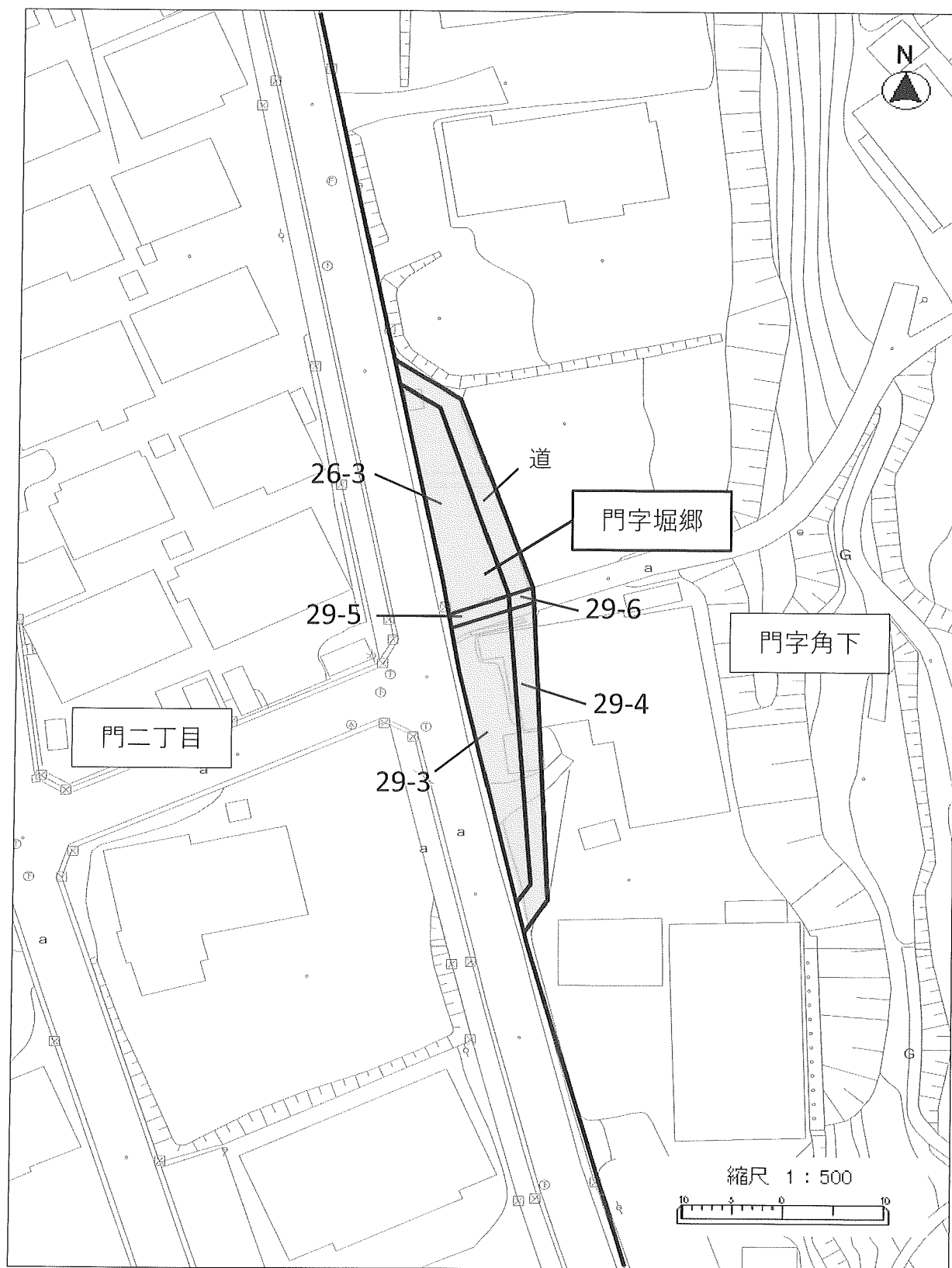


変更後



別図 2

編入区域地番図



議案第 33 号

盛岡市動物公園の管理を行う指定管理者の指定について
次のとおり指定管理者の指定をするものとする。

令和 5 年 2 月 21 日提出

盛岡市長 谷 藤 裕 明

- 1 指定管理者に管理を行わせる公の施設の名称 盛岡市動物公園
- 2 指定管理者の所在地及び名称
 - (1) 所在地 盛岡市新庄字下八木田60番地18
 - (2) 名 称 株式会社もりおかパークマネジメント
- 3 指定期間 令和 5 年 4 月 1 日から令和19年 3 月31日まで

提案理由

地方自治法（昭和22年法律第67号）第 244条の 2 第 6 項の規定に基づき、議会の議決を求めるものである。

議案第 34 号

包括外部監査契約の締結について

次のとおり包括外部監査契約を締結するものとする。

令和 5 年 2 月 21 日提出

盛岡市長 谷 藤 裕 明

- | | | |
|---|-------------|--|
| 1 | 契 約 の 目 的 | 包括外部監査契約に基づく監査及び監査の結果に関する報告 |
| 2 | 契 約 の 始 期 | 令和 5 年 4 月 1 日 |
| 3 | 契 約 の 金 額 | 金 9,430,000円を上限とする額 |
| 4 | 費用の支払方法 | 監査の結果に関する報告の提出後に一括払い。ただし、市長が必要と認めるときは、概算払いをすることができる。 |
| 5 | 契 約 の 相 手 方 | 住所 
氏名 
資格 公認会計士 |

提案理由

地方自治法（昭和22年法律第67号）第 252条の36第 1 項の規定により、議会の議決を求めるものである。

議案第 35 号

議決の変更について

令和4年6月24日議会の議決を得た議案第83号加賀野地区活動センター外2施設複合化・大規模改修（建築主体）工事に係る請負契約の一部を次のとおり変更するものとする。

令和5年2月21日提出

盛岡市長 谷 藤 裕 明

契約金額「446,215,000円」を「455,595,800円」に改める。

提案理由

加賀野地区活動センター外2施設複合化・大規模改修（建築主体）工事の一部設計変更に伴い契約を変更するものであり、地方自治法（昭和22年法律第67号）第96条第1項第5号及び盛岡市議会の議決に付すべき契約及び財産の取得又は処分に関する条例（昭和39年条例第15号）第2条の規定に基づき、議会の議決を求めるものである。

議案第 36 号

議決の変更について

令和4年6月24日議会の議決を得た議案第 85号盛岡市立北陵中学校校舎大規模改修（建築主体）工事に係る請負契約の一部を次のとおり変更するものとする。

令和5年2月21日提出

盛岡市長 谷 藤 裕 明

契約金額「787,270,000円」を「799,800,100円」に改める。

提案理由

盛岡市立北陵中学校校舎大規模改修（建築主体）工事の一部設計変更に伴い契約を変更するものであり、地方自治法（昭和22年法律第67号）第96条第1項第5号及び盛岡市議会の議決に付すべき契約及び財産の取得又は処分に関する条例（昭和39年条例第15号）第2条の規定に基づき、議会の議決を求めるものである。

議案第 37 号

議決の変更について

令和4年9月29日議会の議決を得た議案第97号盛岡市立図書館耐震改修及び大規模改修（建築主体）工事に係る請負契約の一部を次のとおり変更するものとする。

令和5年2月21日提出

盛岡市長 谷 藤 裕 明

契約金額「497,580,600円」を「509,620,100円」に改める。

提案理由

盛岡市立図書館耐震改修及び大規模改修（建築主体）工事の一部設計変更に伴い契約を変更するものであり、地方自治法（昭和22年法律第67号）第96条第1項第5号及び盛岡市議会の議決に付すべき契約及び財産の取得又は処分に関する条例（昭和39年条例第15号）第2条の規定に基づき、議会の議決を求めるものである。

議案第 38 号

岩手県市町村総合事務組合を組織する地方公共団体の数の増減及び岩手県市町村総合事務組合規約の一部を変更する規約の協議について

令和5年3月31日をもって解散する岩手県沿岸知的障害児施設組合を同日をもって岩手県市町村総合事務組合から脱退させること、令和5年4月1日に盛岡広域環境組合を岩手県市町村総合事務組合に加入させ、並びに地方公務員災害補償法（昭和42年法律第121号）第69条及び第70条の規定による議会の議員その他非常勤の職員に係る災害補償に関する事務を同日から岩手県市町村総合事務組合において共同処理すること並びに岩手県市町村総合事務組合規約の一部を次のとおり変更することについて、地方自治法（昭和22年法律第67号）第286条第1項の規定により協議するものとする。

令和5年2月21日提出

盛岡市長 谷 藤 裕 明

岩手県市町村総合事務組合規約の一部を変更する規約

岩手県市町村総合事務組合規約（平成元年岩手県指令地方第145号）の一部を次のように変更する。

別表第1を次のように改める。

別表第1（第2条関係）

盛岡地区広域消防組合	二戸地区広域行政事務組合
盛岡広域環境組合	岩手・玉山環境組合
釜石大槌地区行政事務組合	矢櫃山造林一部事務組合
岩手沿岸南部広域環境組合	盛岡北部行政事務組合
宮古地区広域行政組合	盛岡地区衛生処理組合
一関地区広域行政組合	滝沢・雫石環境組合
大船渡地区消防組合	盛岡・紫波地区環境施設組合
大船渡地区環境衛生組合	岩手県自治会館管理組合
奥州金ヶ崎行政事務組合	岩手県市町村総合事務組合
北上地区広域行政組合	気仙広域連合
北上地区消防組合	久慈広域連合
岩手中部広域行政組合	岩手県後期高齢者医療広域連合
岩手中部水道企業団	

別表第2中「矢櫃山造林一部事務組合」を「盛岡広域環境組合、矢櫃山造林一部事務組合」に改める。

附 則

この規約は、令和5年4月1日から施行する。

提案理由

岩手県市町村総合事務組合を組織する団体について、解散する岩手県沿岸知的障害児施設組合を岩手県市町村総合事務組合から脱退させること及び新たに設ける盛岡広域環境組合を岩手県市町村総合事務組合に加入させること並びに岩手県市町村総合事務組合規約の一部を変更することの協議に関し、地方自治法（昭和22年法律第67号）第290条の規定に基づき、議会の議決を求めるものである。